

居宅訪問型保育事業の試行実施

1 居宅訪問型保育事業とは

居宅訪問型保育事業は平成 27 年度に子ども・子育て支援法により制度化された地域型保育事業の一類型です。

市町村の認可事業として、児童福祉法に位置付けられており、子ども・子育て支援法で規定する市町村による確認を受けることで、事業者は地域型保育給付費を受けることができます。

保育所等の施設類型	施設類型の内容	申込
公立保育所 認可保育所	保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育すること目的とした児童施設	各区役所
認定こども園 (保育所部分)	就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設	
地域型保育事業	0～2歳児までを対象とした小規模な保育事業	
小規模保育事業	定員 6 人以上 19 人以下の少人数を対象に保育を行います。有資格者の配置割合等によって A～C 型に区分されます。	
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、定員 5 人以下の少人数の保育を行います。	
事業所内保育事業	企業や医療機関などの従業員対象の保育施設の定員の一部を地域枠として開放し、保育を必要とする子どもを受入れます。	
居宅訪問型保育事業	医療的ケアが必要な子ども等の居宅において、1 対 1 のきめ細やかな保育を行います。 ※特定利用地域型保育として、集団保育が困難である場合は 3～5 歳児も利用可能。	

2 医療的ケア児を取り巻く情勢

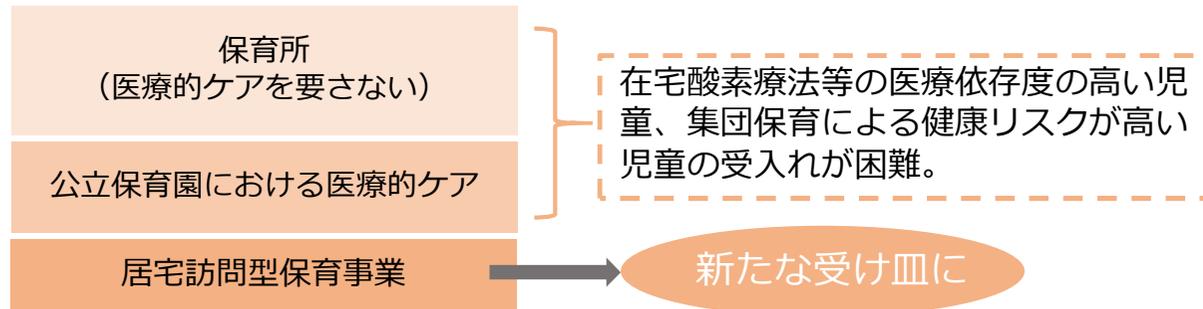
(1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 (令和3年9月18日施行)

- ・自治体の責務
医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施すること
- ・保育所の設置者等の責務
当該施設を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行うこと

(2) 近隣他都市の居宅訪問型保育事業の実施状況

- 実施済み自治体
特別区のうち18区
千葉市
- 実施予定自治体
横浜市（令和7年8月から実施予定）

3 川崎市の医療的ケア保育における居宅訪問型保育の位置づけ



居宅訪問型保育事業（医療的ケア等が必要な児童の保育事業）の想定対象児童

○集団保育が難しい児童（重症心身障害児など）

- 1 在宅酸素療法が必要な児童
- 2 医療的ケアが頻回に必要な児童（スタッフの1対1対応が必要）
- 3 感染症リスクの高い場所に行けない児童（外出困難）
- 4 体温調節管理が個別に必要な児童（個別環境・体調管理）
- 5 接触によるケガを回避する必要がある児童（個別環境）

⇒医療的ケアを必要とする児童は、個々の状態によって、必要な医療的ケアの頻度や複雑が様々であり、現行の集団保育の医療的ケアの体制では受け入れられないケースが生じている。

↓
公立保育園等が実施する集団保育の医療的ケアで受入可能な児童が拡大しても、個々の児童の状況によって、居宅訪問型保育事業を必要とする児童は残ることから、川崎市の集団保育による医療的ケア体制を補完するサービスとして継続的に必要となる。

現在予定している事業者が対応している疾病の対応実績：

低出生体重児の慢性疾患（肺疾患、脳室周囲白質軟化症、咽頭気管軟化症、気管支狭窄、夜間陽圧換気療法、在宅酸素療法中）、低酸素性虚血脳症、脳性麻痺、胃食道逆流症、肺高血圧症、先天性疾患（水頭症、腎不全、心疾患、代謝異常、TORCH症候群）、遺伝子疾患、神経・筋疾患、難治性てんかん

4 居宅訪問型保育事業試行実施の内容

- (1) 運営法人
NPO法人フローレンス
※千代田区で認可
- (2) 対象区域
川崎市内全域
- (3) 保育時間
週2～5日、8：00～18：00までの間で1日最大8時間
※保育士派遣型の場合。別途、重症度の高い児童を対象に看護師派遣型もある。
その場合の保育時間は月最大48時間まで
- (4) 対象年齢
満1歳から5歳児

5 事業開始日等

公表	令和7年5月下旬
相談開始	令和7年6月上旬
事業開始日	令和7年9月1日

川崎市

居宅訪問型保育事業 (医療的ケア対応) のご案内



川崎市における居宅訪問型保育事業とは

川崎市における居宅訪問型保育事業は、疾病や障害により、集団保育が困難なお子さん（医療的ケアを含む）を対象に、そのご自宅において1対1の保育を行う事業です。

※居宅訪問型保育の運営事業者の選考において、安全に保育することが難しいと判断された場合はご利用ができません。

対象となる
お子さん

満1歳から5歳児クラスで、疾病や障害により、集団保育が困難なお子さん（医療的ケアを含む）

預かり時間

保育士型は週2～5日（平日のみ）8時～18時までの間で1日最大8時間。重症度の高いお子さんを対象とした看護師型は、月曜日から金曜日、1日3～4時間（週12時間）

食事

給食の提供はありません。昼食等は保護者様でご用意いただきます。

保育料

川崎市の認可保育所の保育料と原則同額です。ただし利用日数によって減額となる場合もあります。
※別途、家庭的保育者の交通費は利用者負担となります。

運営事業者
について

認定NPO法人フローレンス 障害児訪問保育アニー
※連絡先などは裏面に掲載

(案)

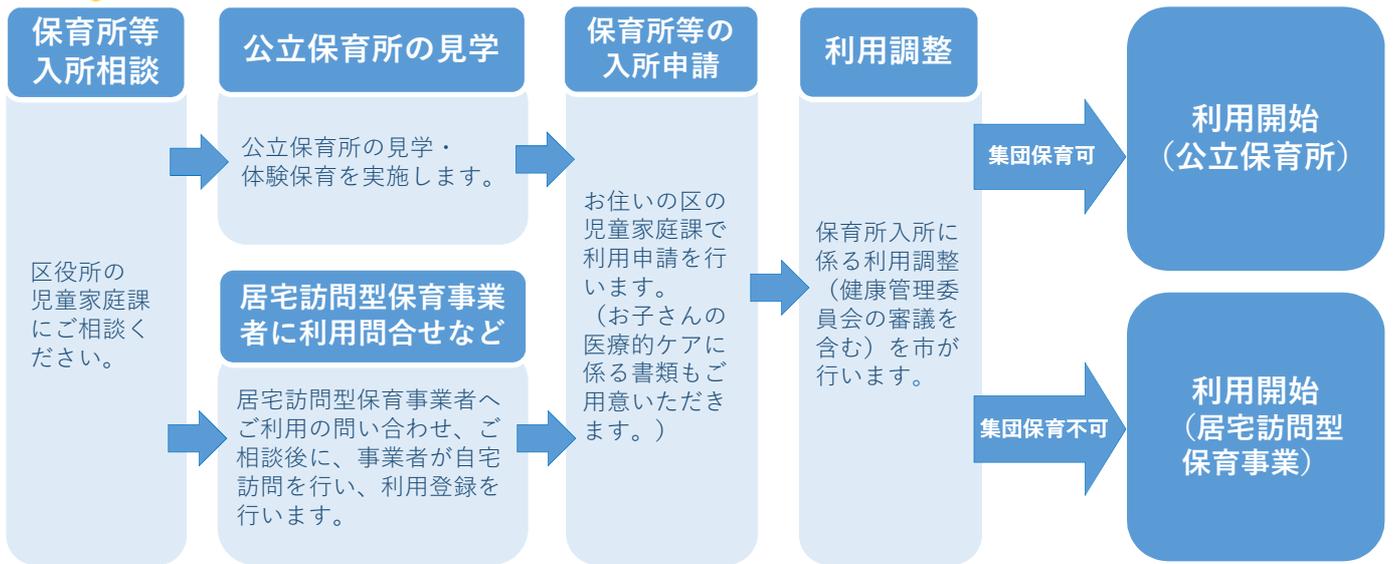
居宅訪問型保育事業の利用の流れ

医療的ケア等が必要なお子さんを対象とした保育事業は、①看護師が在席する公立保育所での集団保育、②集団での保育が難しい場合にはご自宅で家庭的保育者が1対1の保育を提供する居宅訪問型保育の2つあります。

医療的ケア児等の保育のご相談については、まずはお住まいの区の児童家庭課、または「医療的ケアに関するお問い合わせ先」までご相談ください。

公立保育所と居宅訪問型保育事業を同時に申請する場合

※集団保育が可能か心配な方は公立保育所と並行して居宅訪問型保育事業をご検討ください。



※入所保留となる場合もあります。

保育所等(居宅を含む)の入所申請に関するお問い合わせ先

川崎区役所児童家庭課	044-201-3219
幸区役所児童家庭課	044-556-6688
中原区役所児童家庭課	044-744-3263
高津区役所児童家庭課	044-861-3250
宮前区役所児童家庭課	044-856-3258
多摩区役所児童家庭課	044-935-3297
麻生区役所児童家庭課	044-965-5158

医療的ケアに関するお問い合わせ先

川崎区保育・子育て総合支援センター	044-201-3319
幸区保育総合支援担当	044-556-6672
中原区保育・子育て総合支援センター	044-744-3288
高津区保育総合支援担当	044-861-3372
宮前区保育・子育て総合支援センター	044-856-3290
多摩区保育・子育て総合支援センター	044-935-3104
麻生区保育総合支援担当	044-965-5220

居宅訪問型保育事業者のお問い合わせ先

運営法人 認定NPO法人フローレンス
 事業名称 障害児訪問保育アニー
 連絡先 03-6811-0907

※「アニー利用希望」とオペレーターにお伝えください。担当者より折り返しご連絡いたします。

障害児訪問保育アニー
ホームページ



居宅訪問型保育事業の制度に関するお問い合わせ

川崎市役所こども未来局保育第2課 044-200-3134